

## 災害時の広域応援業務に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時の広域応援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び山梨県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、被害の拡大防止や被災施設の早期復旧などに資するため、工事請負契約に先立つ協力要請により、広域応援業務として応急工事を実施し、公共の福祉を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。
- (2) 公共施設 道路、河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止等の甲の所管する土木施設をいう。
- (3) 広域応援 県内に甚大な被害を及ぼし、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」及び「災害時における応急対策業務に関する細目協定」では応急対策業務が十分に実施できないと認める場合に、応援を必要とする甲の要請に基づき、乙が行う広域的な応援をいう。

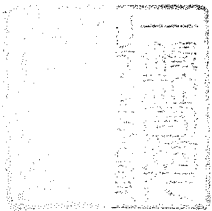
### （対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、公共施設の被災、土砂の崩壊等により危険な状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が広域応援を必要と認める災害とする。

### （広域応援協力者）

第4条 乙は、この協定に賛同する広域応援協力者（以下「協力者」という。）を取りまとめた名簿及び協力者ごとの災害時出勤態勢として人員編成、建設資材等の数量を取りまとめた資機材・編成人員報告書を、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者がやむを得ない理由により広域応援業務を実施することが困難となったとき又は新たな協力者が広域応援業務を実施しようとするときは、別紙様式1により甲に提出するものとする。



(広域応援計画)

第5条 乙は、協力者の体制を踏まえ、災害の発生を地域ごとに想定し、円滑に広域応援業務が実施できる応援体制及び同体制に係る指示系統、その他広域応援業務の実施に必要な事項を定めた広域応援計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の広域応援計画の実効性を確保するため、乙及び協力者は、合同で広域応援に関する訓練（以下「訓練」という。）を年1回以上行い、訓練の結果を甲に報告するものとする。

(広域応援要請及び応援施工者)

第6条 甲は、甲の県土整備部各出先事務所（以下「事務所」という。）から連絡を受け、広域応援が必要と認める場合は、速やかに乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、直ちに第4条第1項の協力者の中から応急工事施工者（以下「応援施工者」という。）を選定し、その結果を甲及び事務所に報告するものとする。

3 事務所と乙は、広域応援要請に係る文書を取り交わすとともに、当該文書を保管するものとする。

4 事務所は、必要があると認めるときは、応援施工者の変更又は追加を乙に要請することができる。

(工事の実施)

第7条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、同条第2項において選定した応援施工者により、事務所の指示に従い、速やかに応急工事に着手するものとする。

2 前項の応急工事の限度は、必要最小限度の工事とする。

3 応援施工者は、応急工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

4 応援施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるように手続をとるものとする。

5 応援施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急工事の進捗状況及び完成を事務所に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第8条 事務所は、前条第5項の資料等を基に、速やかに応援施工者と随意契約を締結するものとする。

2 応援施工者は、前項の随意契約を締結したときは、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

(乙から甲への報告)

第9条 乙は、第4条の協力者の名簿及び資機材・編成人員報告書並びに第5条の広域応援計画について、その内容に変更が生じたとき、甲が特に報告を求めたとき及び毎年4月1日に報告するものとする。

(損害補償)

第10条 第6条の協力要請により広域応援業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾した場合におけるその者に対する損害は、応援施工者が補償するものとする。ただし、山梨県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、協力命令を発したときは、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年山梨県条例第55号)を適用する。

(協定の効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

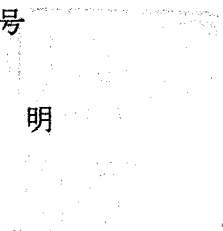
第13条 甲は、乙が正当な理由がなくこの協定に違反したとき又は第4条及び第5条に定める応援体制が維持できなくなると認めるときは、この協定を解除することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 4月 1日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 横内正明



乙 甲府市丸の内一丁目13番7号  
一般社団法人 山梨県建設業協会  
会長 浅野正一

